

## ご質問①

年間を通じて節電プログラムを行う場合でも、補助対象となるためには、冬に限った記載とすべきか。冬に限らない記載にしても、本事業の要件を満たすのか。

## 回答

本事業では、冬の節電プログラムを補助対象要件としているため、冬の節電プログラムと明示いただいた上で、需要家の同意を取得いただく必要があります。ただし、今冬に限らず節電プログラムを実施されることについて、季節を問わずご案内いただくことは問題ありません。

## ご質問②

「特定電子メール法」や「特定商取引法」で規制されている「商品サービスの宣伝・告知を受け取る許可」を取っていない方へ、本事業の告知をメール等で行っても問題ないか。

## 回答

詳細を確認の上で、後日、ホームページ上でご案内します。

## ご質問③

仮に、冬の節電達成特典が少額となった場合、特典を付与する方法によっては対応が難しくなることも懸念される。例えば、冬の節電達成特典については国の補助を受けず、参加特典のみを申請することは可能か。

## 回答

冬の節電達成特典には申請せずに、参加特典のみを申請することも可能です。  
なお、参加特典は、小売電気事業者等が実施する冬の節電プログラムについて、需要家の皆様の参加表明を得ることが補助対象要件になります。  
また、小売電気事業者等が冬季に実際に節電プログラムを実施しなかった場合には、小売電気事業者等に対して参加特典の原資として交付した補助金の返還を求める可能性があります。

## ご質問④

計画変更届の提出は、補助事業者の申請締切（令和4年9月30日）以降も可能か。

## 回答

令和4年9月30日以降の計画変更も可能です。

ご質問⑤

本事業では、節電プログラムを実施するために必要なシステムの導入経費は補助対象外であるが、システム導入に当たり他の補助制度を活用しても問題ないか。

回答

システム導入に当たり、本事業以外の補助制度を活用しても問題ありません。

ご質問⑥

小売電気事業者等がプロモーションを行う際、国からのポイントは明示的に別建てで表記すべきとのことであるが、その際は「国の節電ポイントプログラム」という名称で良いか。

回答

国からの支援分であることが明示されるよう、例えば、資料に記載している表示方法（「国の節電プログラム促進事業」）を参考に作成してください。  
※事業名を説明会時から修正しています。

ご質問⑦

FITの発電所が小売電気事業者と高圧受電契約している場合、20万円相当の特典付与の対象となるのか。

回答

ご指摘のケースについては対象外とする方向で、規程類の見直し等を行います。

ご質問⑧

本日投影された資料は公開されるのか。

回答

特設ウェブサイト上で公開しています。

<説明資料PDFダウンロード>

: [https://setsuden.go.jp/materials/setsumeikai\\_0804.pdf](https://setsuden.go.jp/materials/setsumeikai_0804.pdf)

ご質問⑨

冬の節電達成特典の概要や要件等はいつ公表されるのか。

回答

現在、今冬の需給見通しも含めて様々な要素を考慮の上で、鋭意検討を進めています。  
12月のプログラム開始に向けて、余裕を持って制度をお示しできればと考えています。